

# 治療方法が確立していない特殊の 疾病等の予防・治療等を充実させること

平成25年7月17日

厚生労働省健康局疾病対策課

# 難病の医療費助成・研究事業の概要

## 特定疾患治療研究事業

〈医療費助成〉

(56／130疾患)

(350億円)

臨床調査研究分野のうち、治療が極めて困難で、かつ医療費が高額な疾患について、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費負担の軽減を図る。

[自治体への補助金](平成24年度)

国負担・県負担 各1／2

総事業費 1,278億円(予測)

自治体の超過負担額 **△289億円**

交付率 54.8%(予測)

## 難治性疾患克服研究事業

〈研究費助成〉

(100億円)

### 臨床調査研究分野

(130疾患)

- ・希少性(患者数5万人未満)
  - ・原因不明
  - ・治療方法未確立
  - ・生活面への長期の支障
- の4要素を満たす疾患から選定し原因究明などを行う。

### 研究奨励分野

(234疾患)

4要素を満たす疾患のうち臨床調査研究分野に含まれないものであって、これまで研究が行われていない疾患について、実態把握や診断基準の作成、疾患概念の確立等を目指す。

### 重点研究分野

革新的診断・治療法を開発

### 横断的基盤研究分野

疾患横断的に病因・病態解明

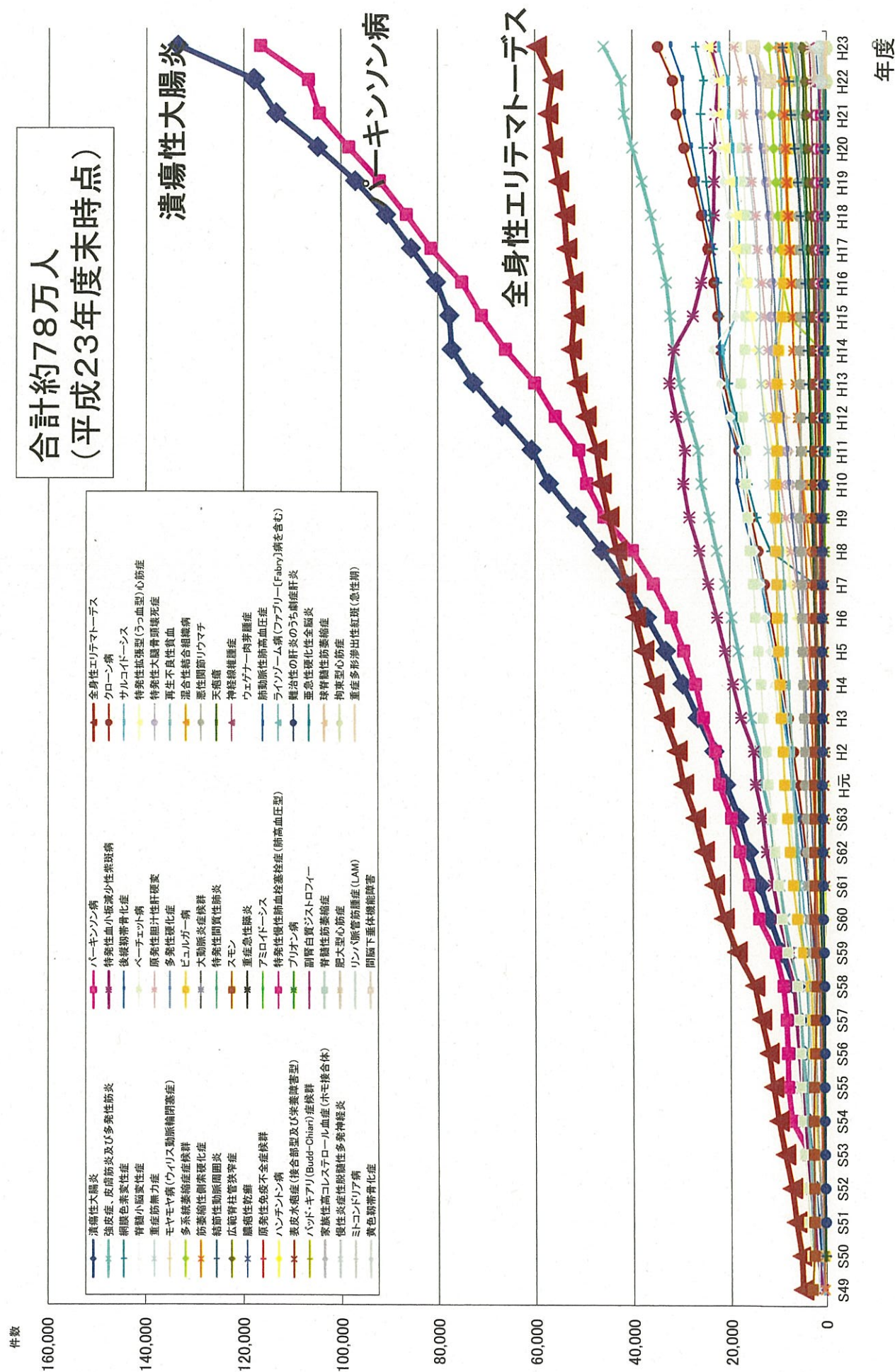
### 指定研究

難病対策に関する行政的課題に関する研究

難病、がん、肝炎等の疾患の克服(難治性疾患克服研究関連分野)

難病患者の全遺伝子を極めて短期間に解析し、早期に原因解明及び新たな治療法・開発を推進する。

# 特定疾患治療研究事業疾患別受給者件数の推移



# 特定疾患治療研究事業の予算額と都道府県への交付率の推移



# 難病対策の改革について(提言)

平成25年1月25日厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会  
(平成25年1月31日に疾病対策部会です承)

## 改革の基本理念

難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指す。

## 改革の4つの原則

基本理念に基づいた施策を、広く国民の理解を得ながら行っていくため、以下の4つの原則に基づいて新たな仕組みを構築する。

- (1) 難病の効果的な治療方法を見つけるための治療研究の推進に資すること。
- (2) 他制度との均衡を図りつつ、難病の特性に配慮すること。
- (3) 官民が協力して社会全体として難病患者に対する必要な支援が公平かつ公正に行われること。
- (4) 将来にわたって持続可能で安定的な仕組みとすること。

## 改革の3つの柱

### 第1 効果的な治療方法の開発と医療の質の向上

- ・ 治療方法の開発に向けた難病研究の推進(新たな研究分野の枠組み)
- ・ 難病患者データの精度の向上と有効活用、国際協力の推進(全国的な難病患者データの登録など)
- ・ 医療の質の向上(治療ガイドラインの作成・周知など)
- ・ 医療体制の整備(新・難病医療拠点病院(仮称)、難病医療地域基幹病院(仮称)の指定など)

### 第2 公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築

- ・ 医療費助成の対象疾患の見直し
- ・ 対象患者の認定基準の見直し(症状の程度が重症度分類等で一定以上等で、日常生活又は社会生活に支障あり)
- ・ 難病指定医(仮称)による診断
- ・ 指定難病医療機関(仮称)による治療
- ・ 患者負担の見直し(重症患者の特例の見直し、入院時の標準的な食事療養及び生活療養に係る負担の導入など)

### 第3 国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実

- ・ 難病に関する普及啓発
- ・ 日常生活における相談・支援の充実(難病相談・支援センターの機能強化など)
- ・ 福祉サービスの実(障害福祉サービスの利用)
- ・ 就労支援の実(ハローワークと難病相談・支援センターの連携強化など)
- ・ 難病を持つ子ども等への支援の在り方

平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる  
地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減（以下「年少扶養控除の廃止等」という。）によって平成25年度において新たに生じる地方増収分並びに平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

（１） 特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。

（２） 平成25年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成24年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。

（３） （１）及び（２）の措置を前提として、平成24年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分（269億円）を、（４）・（５）に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。

（４） 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること（522億円）。

① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成25年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。

② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種（一類疾病分）に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。

（５） 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること（364億円）。

平成25年1月27日

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

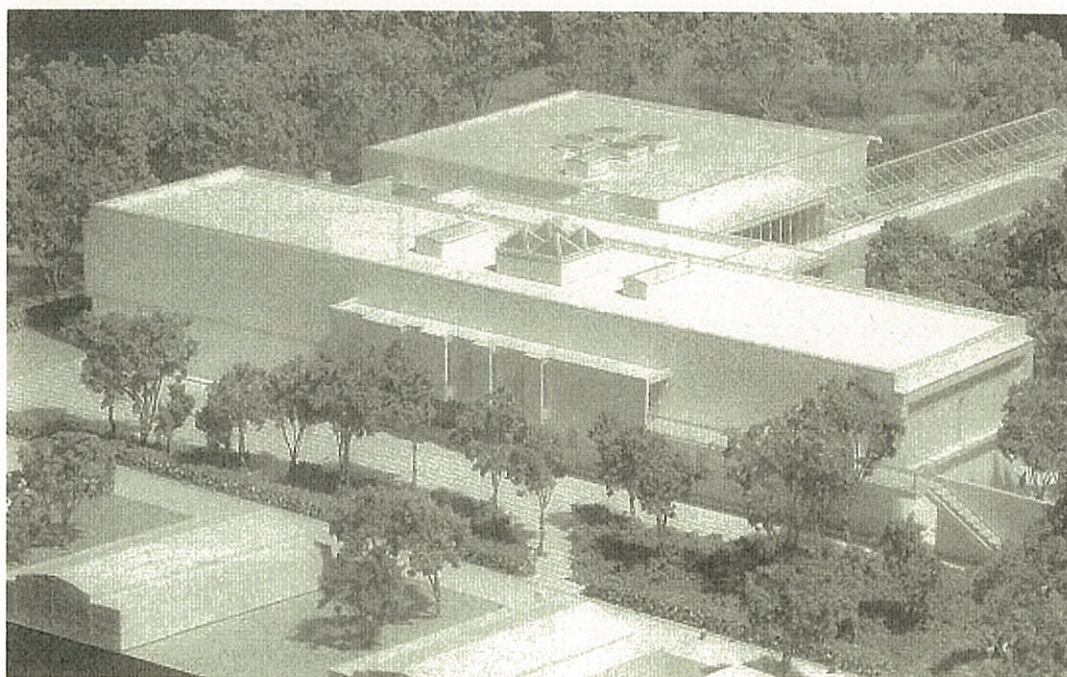
## 国立ハンセン病資料館の概要

### 1. 目的

「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文及び第11条（名誉の回復等）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条（名誉の回復及び死没者の追悼）に基づき、国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ることを目的とする。

### 2. 施設等の概要

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 場所    | 東京都東村山市青葉町4-1-13  |
| 建物の概要 | 地上2階（約4000㎡（延面積）） |
| 敷地面積  | 約6,824㎡           |



【資料館外観図（模型）】

### 3. 機能

#### （1）教育啓発機能関連業務

資料の収集保存や調査研究活動等によって得られた成果を、教育啓発を通じて一般に示し、ハンセン病に関する理解促進と偏見・差別の解消を目指す。

#### （2）展示機能関連業務

教育啓発機能と同様に、資料を収集保存し調査研究活動を行い、その結果得られた成果について、展示を通じて公開し、ハンセン病に関する理解促進と偏見・差別の解消を目指す。

(3) 収集保存機能関連業務

資料の散逸を防ぎ、適切な形で後世に継承するため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関わる資料を収集、保存する。

(4) 調査研究機能関連業務

ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関わるさまざまな調査研究を継続的に行い、教育啓発や展示活動等、資料館活動に有効なものとする。

(5) 情報センター機能関連業務

ハンセン病に関わる情報の受発信と集積を行うとともに、全国の関連機関との連携を図る。

(6) 管理・サービス機能関連業務

円滑な資料館運営を行うとともに、利用者の利便性を図る活動を実施する。

(7) 企画調整機能関連業務

館内の各活動を円滑に行うための連絡調整や、全国の関連機関との連携促進、資料館の存在・その意義を広く認知させるための活動を行う。

#### 4. 資料館のあゆみ

平成5年6月

ハンセン病対策に長くご仁慈を賜った高松宮宣仁親王殿下を追慕し、ハンセン病の歴史と資料を後世に伝えることを目的に「高松宮記念ハンセン病資料館」を多磨全生園（東京）に隣接して開館。

平成13年5月

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟で原告側勝訴（熊本地裁）。国は控訴を断念し、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話を発表。その中に「ハンセン病資料館の充実」が盛り込まれる。

平成14年5月

ハンセン病資料館の充実を図るため「ハンセン病資料館施設整備等検討懇談会」を設置。12月に「高松宮記念ハンセン病資料館の充実を図ることが望ましい」とする中間報告。

平成16年3月

ハンセン病資料館拡充に係る基本計画書を作成。

平成19年4月

「国立ハンセン病資料館」として再開館。

# 保健所等におけるHIV検査・相談事業の概要

## 1 事業の目的

○ HIVの感染を早期に発見し、適切な相談や治療を行うことにより、個人における発症・重症化の予防並びに社会における感染拡大の防止を図ることを目的とする。

## 2 事業概要(実施主体:都道府県、保健所設置市、特別区)

- (1)保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業
  - ・保健所における個別相談及び必要な者への無料匿名検査、在日外国人へのエイズ相談 等
- (2)エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査等事業実施要綱に基づく事業
  - ・エイズ治療拠点病院における個別相談及び希望者に対する有料抗体検査の実施

## 3 実施状況

### (1)予算の執行状況

(単位:百万円)

|             | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度   |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額(A)      | 320    | 320    | 320    | 265    |
| 執行額(B)      | 383    | 388    | 393    | 357    |
| 過不足額(A-B)   | △63    | △68    | △73    | △92    |
| 執行率         | 119.7% | 121.3% | 122.8% | 134.7% |
| 総事業費(執行ベース) | 838    | 850    | 853    | 818    |

### (2)実施状況

(単位:件)

|           | 平成21年   | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| エイズ相談件数   | 193,271 | 164,264 | 163,006 | 153,583 |
| HIV抗体検査件数 | 150,252 | 130,930 | 131,243 | 131,235 |

## HIV検査・相談事業の見直し

### 【見直しの背景】

HIV検査件数は、平成20年をピークに減少が続けている

（背景に国民の興味・関心の低下や検査日時・場所等の利便性の問題等）

→ 利便性に配慮し、また、個別施策層（青少年やMSM）の実情に対応した効率的かつ効果的な検査・相談体制の整備が必要

### 【見直しのポイント】

利便性に配慮した体制の整備、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化など、効率的・効果的な施策の推進を図る。

○ 感染者・患者の報告数の多い地域（首都圏・近畿圏等）における重点的な検査・相談の実施

○ 保健所直営・委託実施等の実施形態や検査・相談件数の実績に見合った補助金の重点化

○ 検査・相談の実施形態や規模を踏まえた人件費の補助

## 重点都道府県等特別対策事業（平成25年度新規）

### 【概要】

新規HIV感染者・エイズ患者の数が全国水準より高いなどの地域において、検査の必要性の高い者（青少年やMSM（男性間で性行為を行う者）などの個別施策層）の利便性に配慮した検査・相談を実施し、効果的・効果的な施策の推進並びに施策の重点化を図る。

### 【事業内容】

地域の実情や当該地域のHIV・エイズの動向等を踏まえ、特に効果的・効果的であると認められる検査・相談体制を整備する。

例：繁華街における出張検査・相談や個別施策層向けイベント等と連携した検査・相談に必要な体制整備等、個別施策層の実状やニーズを踏まえた、時間帯や場所等の利便性に配慮した体制整備 等

### 【実施主体】

新規感染者及び患者の報告件数が特に多い地域で、別途定める自治体

### 【補助基準額】

厚生労働大臣が必要と認める額

## 保健所やエイズ治療拠点病院等におけるHIV検査・相談事業（平成25年度改正）

### 【見直しの概要】

・保健所等においても、効果的・効果的なHIV検査・相談を実施するため、利便性に配慮した検査・相談体制整備を促進する。

（保健所直営（平日・夜間・休日）や委託実施等の実施形態及び検査・相談の件数（実績）に見合った補助を行い、施策の重点化を図る。）

### 【実施形態に応じた補助基準額の設定】

・保健所等におけるHIV検査・相談事業（無料匿名の検査・相談）

#### （1）保健所直営分

抗体スクリーニング検査（相談含む）（昼間（@1,750円/件）、夜間（@2,180円/件）、休日（@2,360円/件））

確認検査（@2,800円）

※人件費（医師（@21,700円/日）、看護師等（@6,500円/日））

#### （2）委託実施分

検査・相談 抗体スクリーニング検査（相談含む）（@5,340円/件）、確認検査（@3,800円/件）、相談事業（@2,700円/件）

・エイズ治療拠点病院におけるHIV検査・相談事業（有料の検査・相談）

抗体スクリーニング検査（相談含む）（@3,730円/件）



# 世界エイズデーに向けた厚生労働省の取組

## 東京でのイベント

### **1** 街頭キャンペーン〔平成24年11月25日(日)13:00～15:00〕

渋谷駅周辺において、NGO、ボランティアと協力してエイズ予防啓発グッズを配布



### **2** HIV無料検査〔平成24年11月25日(日)11:00～18:00〕

渋谷駅付近の特設検査場において、HIV無料検査を実施



### **3** RED RIBBON LIVE 2012〔平成24年11月25日(日)17:30～21:00〕

SHIBUYA-AXにおいて、様々な分野の有名人、医療専門家などによる無料招待のライブ&トークを行い、**若者を中心とした世代に予防啓発のメッセージを発信**

冒頭に**厚生労働副大臣のビデオメッセージ**を放映

## 沖縄でのイベント

### **RED RIBBON LIVE 2012 in 沖縄**〔平成24年11月23日(金)16:30～18:30〕

サンエー那覇メインプレイスにおいて、地域で有名なアーティストなどによる入場無料のライブ&トークを行い、**若者を中心とした世代に予防啓発のメッセージを発信**

冒頭に**厚生労働副大臣のビデオメッセージ**を放映

※同日(11月23日)に沖縄県がHIV無料検査を実施



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

同性愛者等のH I Vに関する相談・支援事業  
(コミュニティセンター分)

1 目的

本事業は、わが国における、近年のH I V感染者及びエイズ患者の発生動向を踏まえ、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、個別施策層である同性愛者等に対して、N G O等による当事者性のある活動を支援することにより、エイズに関する正しい知識の普及等を推進し、もって国民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 事業内容

(1) コミュニティセンターの管理・運營業務

① 以下の地域においてコミュニティセンターを運営

- ・ 仙台市青葉区国分町
- ・ 新宿区新宿二丁目
- ・ 名古屋市中区栄
- ・ 大阪市北区堂山町
- ・ 大阪市浪速区難波中
- ・ 福岡市博多区住吉
- ・ 那覇市壺屋

② 開館日・開館時間等

別紙のとおり

(2) H I V／エイズ予防啓発のための資材作成及び配布

同性愛者等向けの予防啓発資材を作成し、コミュニティセンターを中心に配布。

(3) 同性愛者等におけるH I V／エイズ予防・支援のための研修会の実施

- ・ 対象者：教育・医療従事者、保健師等行政職員など、H I V検査や医療、予防啓発に従事する機会のある者とする。
- ・ 研修内容：受講者が同性愛者等に対する理解を深め、同性愛者等に対する効果的なH I V／エイズ予防啓発・支援につなげられる研修内容とする。

(4) 相談事業

同性愛者等の性的指向を踏まえた、感染予防やH I V検査機関等に関する相談・情報提供を行う。

3 予算額

・ 予算の性質：委託費（企画競争）

・ 平成24年度：119,133千円（1カ所当たり17,019千円）

## H I V検査・相談室整備事業実施要綱

### 1 事業の目的

本事業は、H I V感染の早期発見・早期治療のために、H I V検査又はエイズに関する相談（以下単に「相談」という。）に必要な施設及び設備の整備を促進することにより、H I V検査・相談体制の整備を図り、もってエイズの発生の予防及びまん延を防止することを目的とする。

### 2 事業の実施主体

実施主体は、都道府県、市町村、公的医療機関及び医療法人等の非営利法人（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3 補助対象事業及び補助条件

#### （1）施設

- ア H I V検査を行うために必要な採血室及び検査室
- イ 相談（カウンセリング）を行うために必要な相談室
- ウ 予約、受付その他の事務を行うために必要な事務室
- エ その他H I V検査又は相談に必要な施設

#### （2）設備

- ア H I V検査を行うために必要な診察台、薬品保管庫、保冷库等の備品
- イ 相談又は待合室に必要な机、椅子等の備品
- ウ その他H I V検査又は相談に必要な備品

### 4 その他の条件

公的医療機関及び医療法人等の非営利法人が実施主体となる場合は、地方自治体からH I V検査事業及び相談事業を受託していること又は受託を予定していること。

### 5 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業に要する経費について、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。